

柏市立富勢小学校 いじめ防止基本方針

令和元年度

1. 基本理念

全ての児童は、学校内外において、いじめのない安心した環境の中で学習その他の活動に取り組むことが保障されなければならない。また、いじめは、いじめを受けた児童への様々な影響を考え、その軽重に関わらず、人間関係において決してあってはならない事を確認し、全ての児童がいじめ防止に対する理解を深めると共に、学校・保護者・地域・関係団体・児童が一体となっていじめ防止・早期発見・迅速な対応に努め、いじめ撲滅に向けて強い決意で臨まなければならない。

2. 組織及び組織図

いじめ防止のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。メンバーは、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭、学年主任、特別支援コーディネーターとし、事案が発生した時は当該教諭を加えた臨時いじめ防止対策委員会を開催する。

また、必要に応じ外部の専門家（スクールカウンセラー等）や保護者代表、学校評議員を加える。

「いじめ防止対策委員会」は学期1回（年3回）を定例とし、必要に応じ開催する。

＜組織図 資料③＞

3. いじめの未然防止について

＜いじめ防止のための具体的な対応＞

- ①児童の豊かな情操と道徳心を培うため、道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ②いじめに対する認識を共有し、児童、保護者、職員が一丸となっていじめの撲滅に努めるための「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ③事実確認を第一とし、それぞれが情報を共有すると共に、いじめに対しては、組織で対応することを確認する。
- ④いじめの発生を未然に防ぐため、日常の観察、情報収集等、小さなことも見逃さない目を持つための教職員の研修会を開催する。
- ⑤いじめ防止の啓発活動に重点を置き、いじめを許さない環境を構築する。
- ⑥いじめが発生したときの対応をあらかじめ定めておく。
- ⑦児童…保護者への日常の啓発活動に努める。
（標語・ポスターの作成・掲示、いじめ防止啓発月間）
- ⑧人との関わりを重視した体験活動や交流活動を授業に位置づける。
- ⑨道徳の授業を見直し、改善する。

4. いじめの早期発見のために

- ① 月に 1 回の教育相談週間を充実させる。
- ② 学期 1 回のなかよしアンケートを実施する。
- ③ 教師間の連携、生徒指導組織の活用により、いじめ情報の発掘に努める。
- ④ 気になる行動を見逃さない、気になる発言を聞き逃さない、そして、情報は声に出して発信する意識を高める。

＜保護者との連絡はフロー図にて 資料②＞

5. いじめの相談・通報体制について

- ①相談ポストの活用（教育相談担当が定期的にポストを確認）を図り、担任以外でも希望する職員に相談できる事を周知する。
- ②月 1 回の教育相談週間の活用の他、機会を捉え、適宜相談を受け付ける事を周知する。

6. いじめが認知されたときの対応

- ①いじめが確認された場合は直ちに校長に報告するものとし、校長は臨時のいじめ防止対策委員会を開催する。
- ②速やかに当事者の特定と事実確認をすると共に、いじめを受けた児童の保護者への支援、いじめを行った児童の保護者への指導、助言を行う。
- ③事後確認を怠らず、見守る姿勢を常に発信する。
- ④状況に応じ、いじめを行った児童については、保護者の理解を得ながら、いじめを受けた児童と別な場所で学習を行うなど適切に対応する。
- ⑤いじめを知らず知らずのうちにそのままだた場合は、いじめ防止の重要性を再度指導し、反省を求める。

7. 重大事案への対応

- ① いじめを受けた児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた時やネット上のトラブルが発生した時は、事実関係をより明確にし、保護者への適切な情報提供をしつつ、教育委員会、関係機関・警察・補導センターとの連携の下、必要な措置を講ずるものとする。「いじめられた子供を守りぬく。」
- ②外部の専門家（スクールカウンセラー等）の適切なアドバイスを受ける。

8. 活動の振り返り

- ①いじめ防止への取り組みや事案発生時の対応等について、いじめ防止対策委員会で検証し、見直しを図る。
- ② 基本方針はホームページにて公表する。（更新内容を含む）

9. 年間指導計画

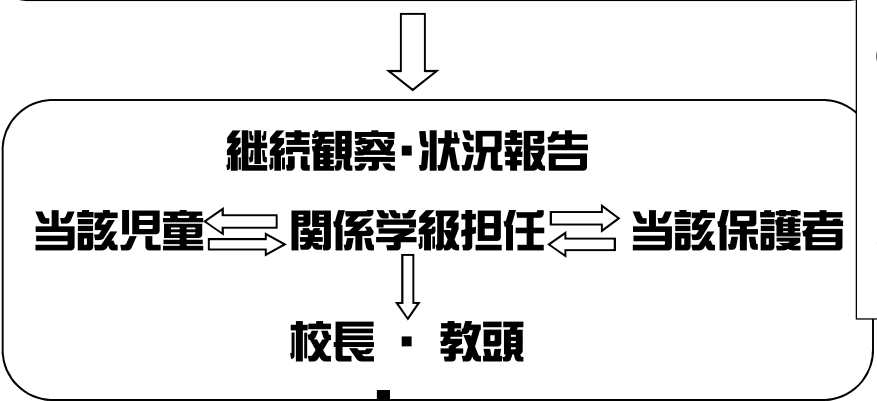
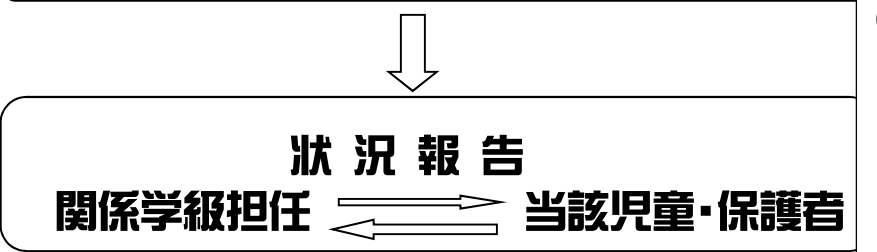
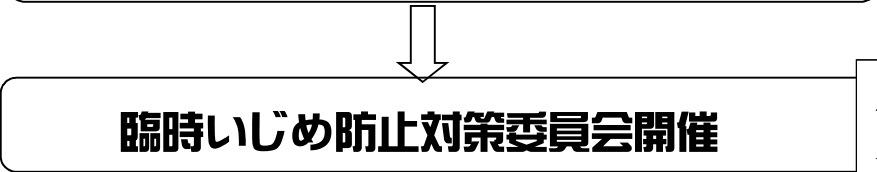
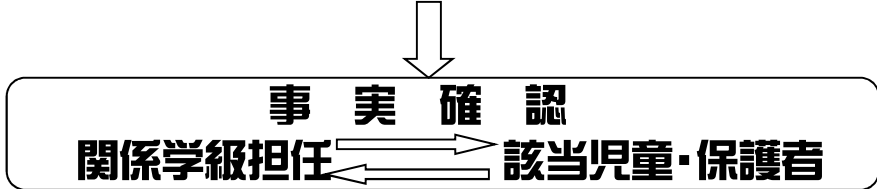
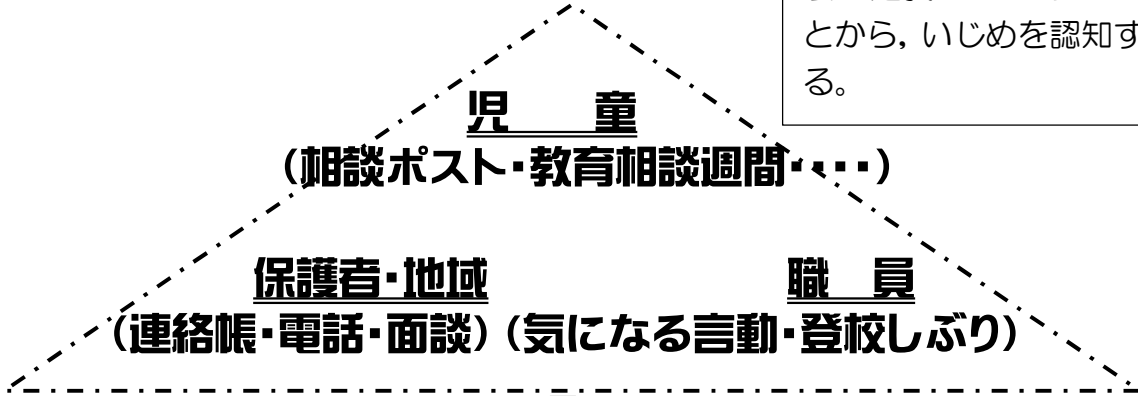
＜いじめ防止対策年間計画＞ (資料①)

| 月 | 学校行事等 | 道徳・特別活動 | その他 |
|----|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間 学級懇談会 家庭訪問 | <ul style="list-style-type: none"> 1年生を迎える会 | <ul style="list-style-type: none"> 教育課程説明会 いじめ防止対策委員会 あいさつ通り運動 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間 運動会 | <ul style="list-style-type: none"> なかよし集会 いじめ防止標語募集 | <ul style="list-style-type: none"> 教育ミニ集会 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間 | <ul style="list-style-type: none"> なかよし集会 なかよしアンケート実施 | <ul style="list-style-type: none"> 創立記念観劇 |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間 個人面談 | <ul style="list-style-type: none"> 1学期を振り返って | |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止校内研修会 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止ポスター | |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間 | | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止ポスター掲示 |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間 学級懇談会 | <ul style="list-style-type: none"> なかよし集会 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会 |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間 くすのき文化祭 | <ul style="list-style-type: none"> なかよし集会 なかよしアンケート実施 | |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> 教育相談強化週間 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止標語募集 2学期を振り返って | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止啓発月間 |
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> あいさつ通り運動 教育相談週間 | <ul style="list-style-type: none"> ＜なかよし集会＞ | <ul style="list-style-type: none"> あいさつ通り運動 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間 学級懇談会 | <ul style="list-style-type: none"> ＜なかよし集会＞ 招待給食 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間 | <ul style="list-style-type: none"> 6年生を送る会 なかよしアンケート実施 1年間を振り返って | |

*なかよし集会は学期2回をめどの実施（3学期は1. 2月のどちらかで）

いじめ? から 解消まで

いじめの認知
 けんかやふざけ合いであっても、
 心身の苦痛を感じていれば、
 法の定義のいじめに当てはまること
 から、いじめを認知することになる。



いじめが解消している状況

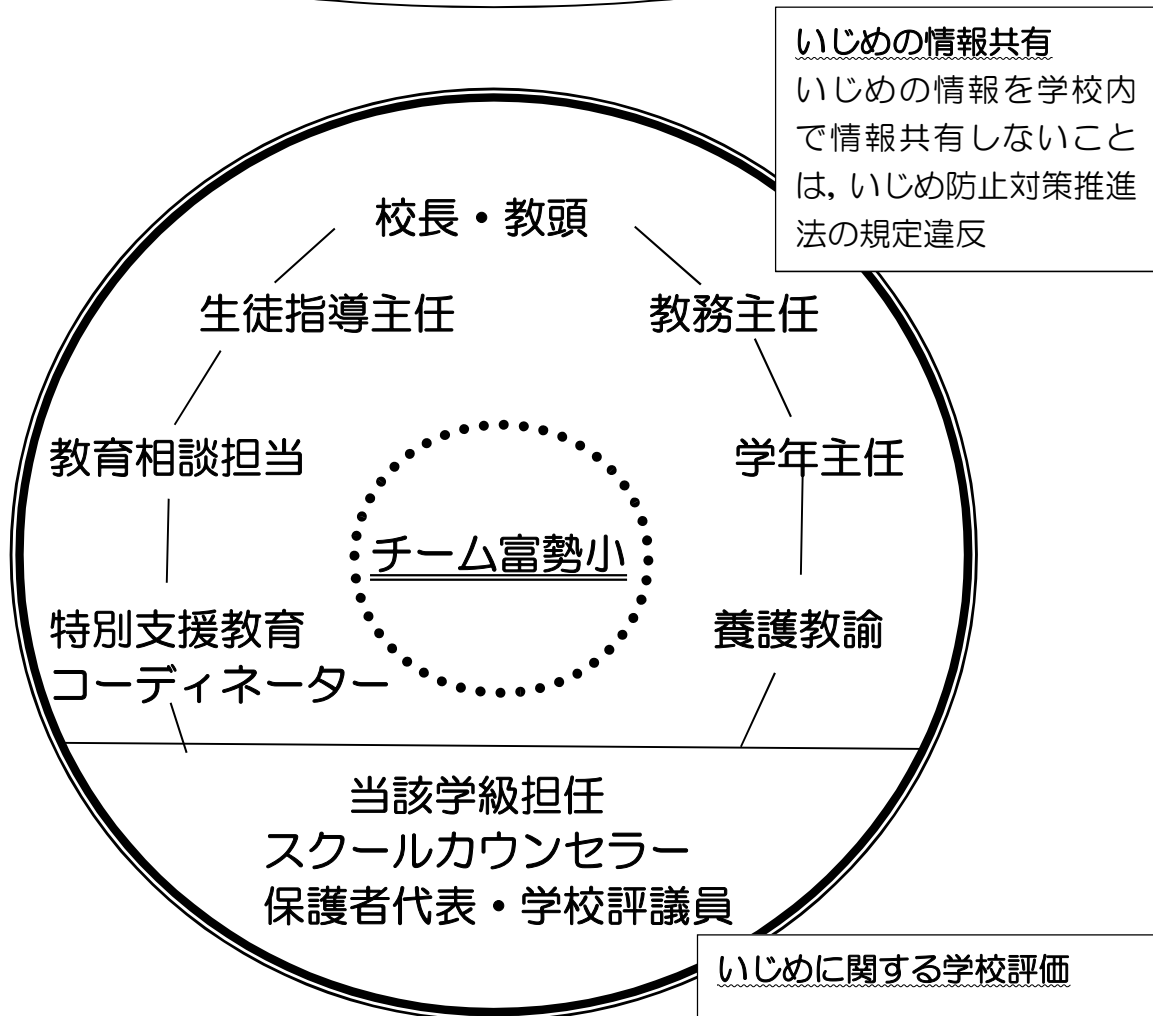
- ① 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ② 本人及び保護者への面接の実施

⇒①、②を確認の上、
 解消とする。

重大ないじめや
 ネット上のトラブルが
 起きた時

- ・ 柏市教育委員会（指導課・生徒指導室）との連携
 - ・ 補導センター， 警察機関との連携

いじめ防止対策委員会組織



立場の違うメンバーで対応
情報の共有・素早い対応
チームで対応

いじめに関する学校評価

学校のいじめに対する取り組みの実施状況について学校評価の項目に設定する。
⇒PDCA サイクルに基づいて、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善を図る。

◎いじめの未然防止・早期解決

◎いじめのない学校づくり

特に配慮が必要な児童

- ① 発達障害を含む障害のある児童
- ② 海外から帰国した児童，外国人児童，国際結婚の保護者を持つ児童
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認にかかる児童
- ④ 震災に伴う災害によって避難している児童